



国土交通省

東北運輸局山形運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：山形県政記者会》

令和5年7月25日
国土交通省 東北運輸局 山形運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

令和5年4月14日に東北運輸局及び東北運輸局山形運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：山交バス 株式会社 代表取締役社長 高橋 智
(法人番号：4390001002259)
山形県山形市清住町1丁目1-20

営業所：山形営業所
山形県山形市清住町1丁目1-20

2. 行政処分等年月日 令和5年7月6日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和5年7月25日から令和5年7月26日まで (2両×2日)

令和5年7月25日から令和5年7月27日まで (2両×3日)

4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

①運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 山形運輸支局 輸送・監査部門
担当：米田、千田

Tel：023-686-4711

(ダイヤルイン「3」)